

県営土地改良事業計画の概要につき多古町長と協議する旨の公告

このたび、香取郡多古町の一部を受益地域とする県営船越地区土地改良事業（区画整理及び農業用排水施設）の施行を申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定により、事業計画の概要につき多古町長と協議する旨公告します。

なお、下記1～3のとおり事業計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第85条第7項の規定により、下記4のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和6年5月7日

県営船越地区土地改良事業施行申請人

香取郡多古町船越

香取郡多古町船越

香取郡多古町船越

記

- 縦覧に供する書類の名称
県営船越地区土地改良事業（区画整理及び農業用排水施設）計画の概要
- 縦覧期間
令和6年5月8日から令和6年6月4日まで
- 縦覧場所
多古町産業経済課
- 意見書の提出方法
(1) 意見書 住所及び氏名を記載した書面による
(2) 提出先 多古町産業経済課
所在地 千葉県香取郡多古町多古584